

助成金を活用して「在籍型出向」で労働者のスキルアップに取り組みませんか

在籍型出向を活用し、「産業雇用安定助成金（スキルアップ支援コース）」を受給しませんか？

「在籍型出向」では、自社にない実践での経験による新たなスキルの修得が期待できます。労働者のスキルアップを在籍型出向で行い、条件を満たした場合には、**出向元事業主に対しての助成金が支給されます**。積極的にご活用ください。

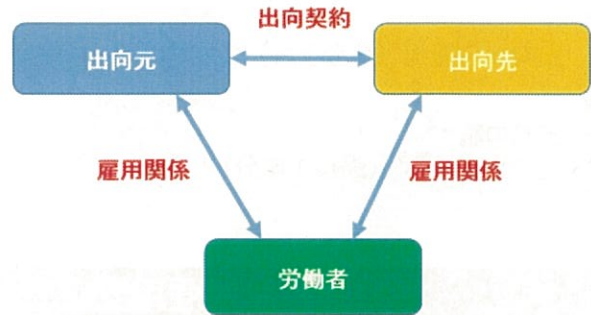
助成対象となる「出向」とは？

以下のすべてに該当する出向を指します

- 労働者のスキルアップを目的とすること[※]
- 出向した労働者は、出向期間終了後、元の事業所に戻って働くことが前提であること
- 労働者の**出向復帰後6カ月間の各月の賃金を出向前賃金と比較していずれも5%以上上昇させること**

※雇用の維持を図ることを目的として在籍型出向を行う場合は「産業雇用安定助成金（雇用維持支援コース）」をご活用ください。

※助成金の詳細はガイドブックをご覧ください。



助成の内容

対象：出向元事業主（企業グループ内出向の場合は支給されません）

	中小企業	中小企業以外
助成率	2 / 3	1 / 2
助成額	以下の いずれか低い額 に 助成率 をかけた額（ 最長1年まで ） イ 出向労働者の出向中の賃金 ^{※1} のうち出向元が負担する額 ロ 出向労働者の出向前の賃金の1 / 2の額	
上限額	8,355円 ^{※2} / 1人1日当たり (1事業所1年度あたり1,000万円まで)	

※1 出向中の労働者に対する賃金は出向前に支払っていた賃金以上の額を支払う必要があります。

※2 雇用保険の基本手当日額の最高額（令和4年8月1日）。毎年8月に改定されるためご注意ください。

(イ) 出向労働者の支給対象期間中の賃金のうち出向元が負担する額

出向期間（**支給対象期間**）中の出向労働者の賃金（臨時の賃金や3ヶ月を超える期間ごとに支給される賃金を除く）のうち

- ① 出向元事業主が出向先事業主に対して補助した額（出向先事業主が賃金を支払う場合のみ）
 - ② 出向元事業主が支払った額（出向先事業主から補助を受けた額を除く）
- を合計して算出します。

(ロ) 出向労働者の出向前の賃金の1 / 2の額

次の計算式により算出します。

$$\left[\text{出向労働者の出向前1週間における1日当たりの賃金}^{\ast} \right] \times \frac{1}{2} \times \left[\text{支給対象期間における出向労働者の実労働日数} \right]$$

※「法定外労働時間」に係る労働に対して支払う「時間外割増賃金」の算定の基礎となる1時間当たりの賃金

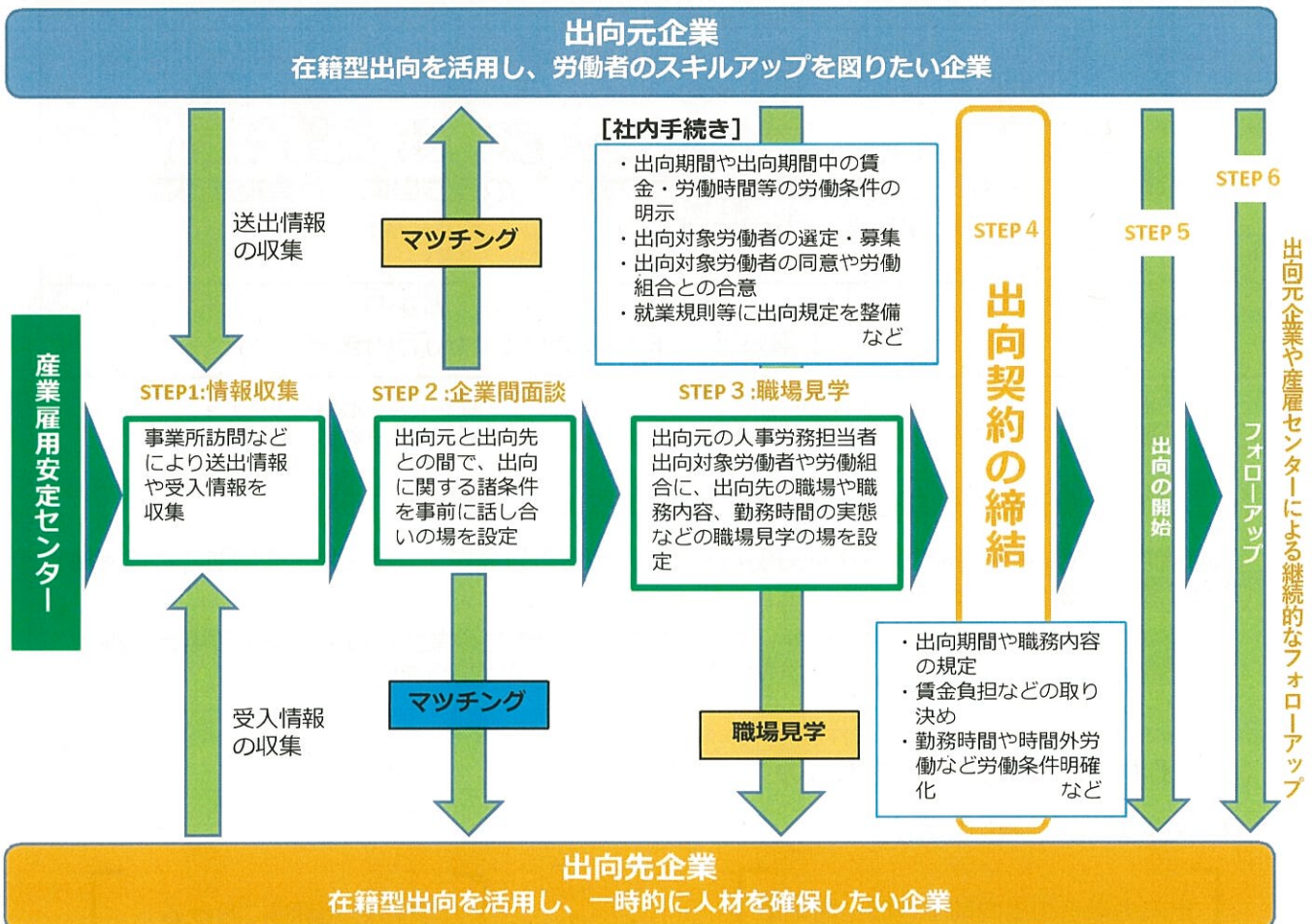
受給までの流れ

1	出向元事業主と出向先事業主との 契約 ※ ¹ 労働組合などの 協定 出向予定者の 同意	※1 出向元事業主と出向先事業主との間で、出向期間、出向中の労働者の処遇、出向労働者の賃金額、出向元・先の賃金などの負担割合などを取り決めてください。
2	出向計画書（スキルアップ計画を含む） 提出・要件の確認※ ²	※2 出向元事業主が出向計画届を作成し、出向開始日の前日（可能であれば2週間前）までに都道府県労働局またはハローワークへ提出してください。
3	出向の実施（1カ月間～2年間）	※3 労働者の出向復帰後 6カ月間の各月の賃金 を出向前賃金と比較していずれも 5%以上上昇 させる必要があります。
4	出向から復帰（賃金上昇）※ ³	※4 出向復帰後6カ月後の賃金支払日の翌日から起算して2カ月以内に出向元事業主が支給申請書を作成し、 都道府県労働局またはハローワーク へ提出してください。
5	支給申請※ ⁴ 助成金受給※ ⁵ （最長1年分）	※5 支給申請書に基づき、出向元事業主に助成金を支給します。

（公財）産業雇用安定センターではスキルアップ支援コース（在籍型出向）のマッチングを無料で支援しています

マッチング機関

公益財団法人 産業雇用安定センター千葉事務所 043-216-3670



お問い合わせ先：千葉労働局職業安定部職業安定課 043-221-4081